

別記

# 從業員諸氏に檄す!!

労働組合が今や第五十一議院に於て公認せらるゝとする時は當り時代の  
大勢を知らざる會社は、労働組合を破壊せんとして、組合員十五名を  
十八日の午後五時を以つて解雇したためである。  
吾等は此態度を見る時決して、今回「會社」の行爲が會社重役  
の意志ではなくして間に在せる人々やまゝの觀念より出発せること  
あると思惟する。吾等會社が飽き飽きして今更の解雇者をして復職  
せんことを熱望す。之只に解雇者を生若を安からしめ同時に他より從業員  
が安心して從業し得るのみならず會社が紛擾を除くことである。確信す  
我等は會社に對して友者を促かすと共に一般從業員諸君と、自からの境  
遇を充分考へられて、かゝる不安なさま様同じ立場にあるものとして飽  
迄憤起して此解決の爲めに努力せらるる事を望む

日本労働  
総同盟

## 東京鐵工組合

## ラサ島支部

第 三 七 五 号

大正十五年二月二十五日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿

社會局長 官長 岡隆二郎 殿

東京地方裁判所 換事正 殿

京都 大阪 神奈川 愛知

兵庫 千葉 埼玉 栃木 山梨

福岡 各府縣 知事 殿

ラサ島鐵工株式會社 職工労働爭議、件 (第 二 案)

15.3.4
第 一 号